

○大府市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活の経済的負担を軽減することをもって、若い世代のこどもを持つことに対する不安を軽減するとともに、夫婦で協力して家事・育児を行うことによる新生活の円滑なスタートアップ及び家庭生活における男女共同参画を推進するため、予算の範囲内において交付する大府市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する夫婦とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦。ただし、令和7年4月1日以後に離婚し、同一人同士が再婚したものを除く。

イ 令和6年度に補助金の交付を受けた夫婦で、令和6年度中の補助金の受給額が補助上限額に達しなかったもの

ウ 令和6年度に補助対象者の認定を受けた夫婦

(2) 原則として、補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）における住民票の住所が、夫婦ともに、婚姻を機に居住する市内の住宅（以下「補助対象住宅」という。）の所在地となっており、かつ、申請日以後も市内に居住する意思があること。

(3) 婚姻届を提出した日における年齢が、夫婦ともに満39歳以下であること。

(4) 令和6年における夫婦の所得の額を合算した額が500万円未満であること（第1号アに掲げるものに限る。）。この場合における所得の額の算定については、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合、所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除するものとする。

(5) 家庭生活における男女共同参画の推進を目的として実施される家事、育児及びジェンダーに関する講座であって市長が指定するもの（以下「家事・育児・ジェンダーに関する講座」という）に夫婦がともに参加すること（第1号イに掲げるものを除く。）。

(6) 他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。

(7) 夫婦のいずれもが大府市税を滞納していないこと。

(8) 夫婦のいずれもが過去に補助金（他の市町村（特別区、一部事務組合、広域連合等を含む。）等による同趣旨の補助金等を含み、第1号イに掲げるものにあつては、前年度の補助金を除く。）の交付を受けていないこと。

(対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、夫婦の双方又は一方が令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払ったもので、別表に定めるものとする。ただし、前条第1号イに掲げる夫婦については、前年度に受給した補助金に係るものを除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、1夫婦当たり次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

- (1) 婚姻時の年齢が夫婦ともに満29歳以下の夫婦 60万円
- (2) 第1号に掲げる夫婦以外の夫婦 30万円（第2条第1号イに掲げる夫婦については、前年度に交付を受けた補助金の額と合わせて30万円）

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、この条に定めるところにより、補助金の交付を申請しなければならない。

2 第2条第1号アに該当する申請者は、大府市結婚新生活支援補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、本市が保有する公簿により確認することができるものについては、書類の全部又は一部の添付を省略させることができる。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 住民票の写し
- (3) 所得証明書（申請者の前年の所得の額について市町村長（特別区の区長を含む。）が交付する証明書）
- (4) 補助対象住宅の取得に係る売買契約書又は建築請負契約書及び領収書の写し
- (5) 補助対象住宅の取得に係る費用がローン払いの場合、領収書発行者が当該住宅に抵当権を設定していることが分かるものの写し
- (6) 補助対象住宅のリフォームに係る工事請負契約書又は請書及び領収書の写し
- (7) 補助対象住宅のリフォームに係る費用がローン払いの場合、ローン契約書の写し
- (8) 補助対象住宅の賃借に係る賃貸借契約書及び領収書等の写し
- (9) 住宅手当の支給を受けている場合、住宅手当支給証明書（第2号様式）
- (10) 補助対象住宅への引越しの費用に係る領収書の写し
- (11) 夫婦で参加した家事・育児・ジェンダーに関する講座の参加レポート（申請日の前日までに家事・育児・ジェンダーに関する講座に参加していない場合は、第7条第1項の規定による請求を行うまでの間に提出）
- (12) その他市長が必要と認める書類

3 第2条第1号イ又はウに該当する申請者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、本市が保有する公簿により確認することができるものについては、書類の全部又は一部の添付を省略させることができる。

- (1) 前項第1号又は第2号に掲げる書類（続柄が記載されているものに限る。）
- (2) 前項第4号から第10号までに掲げる書類のうち、令和6年度に受給した補助金に係るもの以外のもの
- (3) 前項第11号に掲げる書類（前年度に提出している場合を除く。）
- (4) 令和6年度に交付された補助金に係る交付決定通知書又は補助対象世帯認定通知書の写し

4 前2項の規定による申請は、令和7年6月2日から令和8年3月16日までの間に行わな

ければならない。

（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、大府市結婚新生活支援補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該決定に必要な条件を付することができる。

（補助対象者の認定）

第6条の2 補助対象者のうち、第5条第2項の規定による申請を同条第4項に規定する期間内に行うことができない者は、令和8年3月31日までに、補助対象者（次年度に補助金の交付を申請することができる資格を有する者をいう。以下この条において同じ。）であることの認定の申請を行うことができる。この場合においては、申請時における家事・育児・ジェンダーに関する講座への参加は要さない。

2 前項の申請は、申請書に第5条第2項第1号から第3号までに掲げる書類を添えて提出することにより行うものとする。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助対象者として認定し、大府市結婚新生活支援補助金補助対象世帯認定通知書（第3号様式の2）により申請者に通知するものとする。

4 第6条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）であって、当該年度に補助金の交付を受けなかったものは、補助対象者の認定を受けたものとみなす。

（補助金の交付）

第7条 交付決定者は、大府市結婚新生活支援補助金交付請求書（第4号様式）に、補助金を振り込む口座情報が分かる書類を添えて、令和8年3月16日までに市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受理したときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の返還を決定したときは、補助金の返還を請求するものとする。

（検査等）

第10条 市長は、交付決定者に対して、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 2 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費		備考
種類	内容	
婚姻に伴う住宅取得費用	婚姻を機に取得した補助対象住宅（原則として、夫婦の双方又は一方が契約名義人であるものに限る。）に係る取得費用。ただし、土地代、手数料は除く。	1. ローン払いによるものを含む。 2. 大府市三世代住宅支援事業費補助金の交付を受けた住宅に係る費用は、対象外とする。 3. 国の補助制度（市長が認めるものを除く。）の交付を受けた住宅に係る費用は対象外とする。 4. 婚姻日より前に取得した住宅は、婚姻日から起算して1年以内に取得した住宅であること。
婚姻に伴う住宅のリフォーム工事費用	婚姻を機に居住する住宅のリフォーム（原則として、夫婦の双方又は一方が契約名義人であるものに限る。）に係る費用のうち、住宅の機能の維持、又は向上のための修繕、増改築、設備更新等の工事費用。ただし、倉庫、車庫、外構、エアコン、洗濯機等の家電費用は除く。	1. ローン払いによるものを含む。 2. 大府市三世代住宅支援事業費補助金の交付を受けた住宅に係る費用は、対象外とする。 3. 国の補助制度（市長が認めるものを除く。）の交付を受けた住宅に係る費用は対象外とする。ただし、工事請負契約及び工期が異なる場合は対象とする。 4. 婚姻日より前に実施したリフォームは、婚姻日から起算して1年以内に実施したものであること。 5. 住宅の名義が夫婦のいずれかである必要はない。 6. 第2条第1号イに掲げるものは対象外とする。
婚姻に伴う住宅賃借費用	原則として、夫婦の双方又は一方が契約名義人である補助対象住宅に係る賃料、共益費、敷金、礼金及び仲介手数料。ただし、駐車場代、清掃代、更新手数料、光熱水費等は除く。	勤務先等から支給される住宅手当分及び地域優良賃貸住宅の家賃に係る国の支援対象となる部分は、対象外とする。
婚姻に伴う引越費用	補助対象住宅に引越しをする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者への支払に係るもの	